

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和7年10月30日

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所
所長 津曲 孝一
(公印省略)

1. 目的

この参考見積の募集は、木曽川中下流用水総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための施工費用等を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、仕様書に定める業務を施工する際の労務費及び機械損料を記載して提出して下さい。
なお、参考見積書の様式は（別紙）見積様式によるものとします。
- (2) 提出期間：令和7年10月30日(木) から令和7年11月13日(木) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 所長 津曲 孝一 宛
【担当】管理課 森本
〒495-0036 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 参考見積内容

別添仕様書の通りとする。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年10月30日(木) から令和7年11月7日(金) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年11月10日(月) から令和7年11月13日(木) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、本業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、積算の目的以外には使用いたしません。

幹線水路試験清掃業務

仕様書

令和7年10月

独立行政法人水資源機構

木曽川中下流用水総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構が委託する「幹線水路試験清掃業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

本業務は、海部幹線水路の水路壁面に付着するコケ類等の除去を行い、その作業における単価見積書の作成を行うものである。

なお、作業下流部において、清掃時に除去したコケ類等を含む水を自吸式ポンプで吸引し、濾過水は海部幹線水路へ戻すものとする。

第 3 節 業務場所

愛知県愛西市地内外

第 4 節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

第 5 節 業務内容

5-1 準備品

コンプレッサー・自吸式ポンプ・潜水具（潜水服、潜水マスク、レギュレータ、ウェイト etc）・清掃用ホース・重力式脱水処理機・水中ドローン 等

5-2 水路清掃

通水中に潜水服を装備し、機材を用いて水路壁面に付着したコケ類等の除去をおこなう。藻類は水路内の水と合わせて吸引し、重力式脱水処理機にて濾過した後、海部幹線水路に再び戻すものとする。施工前、施工後に水中ドローンによる写真及び動画撮影を行う。

また水中ドローンは、水中定点保持標準（Q・D V L）を搭載したものを使用するものとする。

5-3 除去物の処分

水路内の水を濾過した後に発生する除去物は、木曽川中下流用水総合管理所内の仮置き場に持ち込むものとする。なお、処分が不可能である場合においては、監督員と協議をおこなうものとする。

第 6 節 成果品の提出

作業日報、施工数量並びに施工に係る費用をまとめた報告書（単価表を含む）及び写真帳の提出。また水中ドローンにより撮影した動画、写真データの提出。

第 7 節 権利義務の譲渡等

受注者は、本業務から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

— 以 上 —

(別紙) 見積様式

項目	数量	単位	単価	金額	備考
水路清掃工					
(労務費)					
潜水土		人			
潜水連絡員		人			
潜水送気員		人			
(機械損料)					
潜水送気設備		式			
潜水具		式			
吸引清掃機器		式			
水中撮影機器		式			
排水処理機器		式			
水中ドローン		式			
諸雑費		式			
成果品作成					
(労務費)					
主任技師		人			
技師A		人			
技師B		人			
技師C		人			
技術員		人			